

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1348号)

平成28年6月24日

横情審答申第1348号

平成28年6月24日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成27年10月30日磯土第1930号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道水路境界調査の明示・復元について（平成23年度、磯土3074号）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路境界調査の明示・復元について（平成23年度、磯土3074号）」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「道水路境界調査の明示・復元について（平成23年度、磯土3074号）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年8月17日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第22条第3号及び第5号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 個人情報保護条例第22条第3号の該当性について、本件非開示部分である氏名及び個人印の印影は、登記簿に登録されていない情報である。本件個人情報のうち承諾書及び境界調査図受領書に記載されている個人の住所、氏名及び個人印の印影については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず非開示とした。
- (2) 個人情報保護条例第22条第5号の該当性について、本件個人情報のうち承諾書に記載されている土地所有者代理人である弁護士印の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の開示を求める。
- (2) 申立人は、本件請求に係る道水路境界調査について、実施機関が行った事務処理

は、不正、不透明であり、信ぴょう性を欠くと考えている。そのため、土地地積測量再復元を横浜市へ申し入れる。

- (3) 境界調査の後に設置された境界杭の設置についても損害を受けたと考えており、不正行為により設置した境界杭の撤去も申し入れる。
- (4) 道水路境界調査の対象となった磯子区特定番地の土地について、私有財産返還を申し入れるとともに、裁判を起こす資力、体力、気力は残っていないことから貴審査会への付託請願を頼りたいと考えている。

5 審査会の判断

(1) 道水路等の境界調査に係る事務について

実施機関では、「横浜市道水路等の境界調査に関する規則」（昭和54年5月横浜市規則第35号。以下「規則」という。）に基づき、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷（以下「道水路等」という。）と私有地との境界調査に係る事務を行っている。規則第2条では、境界調査とは「境界明示又は境界復元により道水路等と当該道水路等に隣接する土地との境界を明らかにすること」と定義している。規則第3条に基づき、境界調査を申請しようとする道水路等に隣接する土地の所有者（以下「申請者」という。）は、道水路等境界調査申請書に、土地登記簿謄本、公図写し及び現地案内図を添付して、境界明示の場合は、これらに加えて隣接地の所有者の立会同意届出書を添付して横浜市長に提出する。規則第4条に基づき、申請書の受理後、申請を受け付けた横浜市が申請に係る土地に関する資料及び現地の状況を調査する。

この調査の結果、境界明示を行うことと決定した場合は、申請者及び隣接地の所有者に対し、境界明示の協議をするための立会いの場所、期日及びその他必要な事項を立会通知書により通知する。

立会いの結果、境界明示のための協議が成立し、承諾書に申請者及び隣接地の所有者から署名又は記名押印されると境界が決定する。境界が決定すると、境界線上の必要な場所に境界標を設置する。その後、設置した境界標に基づき、実測して境界調査図を作成し、この境界調査図の写しを申請者及び隣接地の所有者に送付する。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、磯子区特定番地の土地に係る境界調査の実施に伴い、平成22年度に実施機関が作成した起案文書一式である。起案文書一式は、起案用紙、承諾書、道水路等境界明示図・復元図、道水路境界調査申請書一式、境界調査資料及び境界

調査測量成果報告書（正・副）で構成されている。

実施機関は、本人開示請求者以外の個人の住所、氏名及び個人印の印影について、個人情報保護条例第22条第3号に該当するため非開示としたと説明している。

また、実施機関は、承諾書の弁護士印の印影について、個人情報保護条例第22条第5号に該当するため非開示としたと説明している。

(3) 個人情報保護条例第22条第3号の該当性について

ア 個人情報保護条例第22条第3号では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。

イ 本件個人情報のうち、本件処分において非開示とした本人開示請求者以外の個人の住所、氏名及び個人印の印影については、いずれも登記簿に記録されていない情報であり、一般人が通常入手し得る情報であるとはいえない。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、これらの非開示部分は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 個人情報保護条例第22条第5号の該当性について

ア 個人情報保護条例第22条第5号では、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができると規定している。

イ 本件個人情報のうち、承諾書にある弁護士印の印影については、これを開示すると第三者に偽造されるなど当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(5) その他

当審査会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。）第22条の規定に基づき設置された市長の附属機関である。その機能は、実施機関からの、行政文書の開示請求や個人情報の本人開示請求に係る開示決定等に対する不服申立てについての諮問並びに情報公開に関する事項についての諮問に応じて調査審議し、その結果を当該実施機関に答申するというものである。そのため、申立人の求めている私有財産等についての紛争解決に向けた請願を受けるため

の機能を有する機関ではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を個人情報保護条例第22条第3号及び第5号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年10月30日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年11月19日 (第190回第三部会) 平成27年11月26日 (第279回第一部会) 平成27年11月27日 (第282回第二部会)	・諮問の報告
平成27年12月3日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年12月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年3月11日 (第288回第二部会)	・審議
平成28年3月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年3月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年3月30日 (第289回第二部会)	・審議
平成28年4月8日 (第290回第二部会)	・審議
平成28年5月13日 (第292回第二部会)	・審議
平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・審議